

資料2

東秩父村地域公共交通網形成計画策定業務委託プロポーザル審査委員会要領（案）

（設置）

第1条 東秩父村地域公共交通網形成計画策定業務委託を実施するに当たって、その委託契約の相手方を選定するため、プロポーザル方式による契約の相手方の候補者の決定を厳正かつ公正に行うため、東秩父村地域公共交通網形成計画策定業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領の策定に関すること。
- (2) 事業者選定に関すること。
- (3) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (4) その他必要な事項

（組織）

第3条 委員会の委員は、次のとおりとする。ただし、候補事業者に所属する委員がいる場合は、選定には参加しないものとする。

- (1) 東秩父村地域公共交通活性化協議会委員
 - (2) 委員長が特に認めるもの
- （委員長）

第4条 委員長は、東秩父村地域公共交通活性化協議会長をもって充てる。

2 委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、東秩父村地域公共交通活性化協議会と兼ねて行うものとする。

- 2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、東秩父村地域公共交通活性化協議会事務局である、東秩父村総務課において処理する。

（評価方法）

第7条 委員は、別紙評価基準に基づき採点する。

2 各委員の評価に基づき最も獲得点数が最も高い事業者を第一候補事業者として、

契約をする。

3 獲得点数が同数の場合は、見積金額の低い事業者を第一候補として選定する。

(契約)

第8条 契約に関しては、地方自治法及び東秩父村委託契約約款に準ずるものとする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年10月17日から施行する。

別紙 評価基準

評価項目	評価基準	満点（1～5 段階評価）	比重
生活交通に関する基本的な考え方	公共交通（バス交通）とまちづくりの連携の考え方について本村の特徴や課題、計画を的確に把握した提案がされているか	20	* 4
実施手法及び独創性	仕様書記載の業務内容について全て網羅され趣旨を理解した適切な提案となっているか	10	* 2
	アンケート等により的確な意向調査が可能か	10	* 2
	バス等の公共交通が利用しやすくなり、利用者の増加につながる独創的かつ実現的な提案がされているか	10	* 2
地域公共交通網形成計画の作成	業務の工程管理は工夫され実行性の高い設計となっているか	20	* 4
業務遂行技術力	業務を遂行するために必要な知識と経験を有する人材が配置され類似業務の実績やノウハウは活かされるか	20	* 4
プレゼンテーション	プレゼンテーションや質疑応答に理論性があるか	5	* 1
見積りについて	提示された金額（安価順）	5	* 1
計		100	

